

Frequently Asked Question 問合せの多い質問（令和5年3月追加）

Q20 貸与期間の途中で、貸与月額を変更することはできますか。

A20 貸与期間の途中で、申込時の貸与月額を減額・増額することはできません。貸与月額の変更を希望する場合は、現在の貸与を辞退し、全額返還したうえで、新たに[貸与の申込](#)をしてください。

Q21 国家試験不合格により、翌年度の試験を再受験したいと考えています。再受験猶予の申請をする場合に、返還猶予申請書と併せて提出する「陳述書」にはどのような内容を記載すれば良いですか。

A21 「[陳述書の記載例](#)」を参照いただき、本人直筆にて署名のうえ、提出してください。

Q22 都内施設とはどのような施設でしょうか。従事を希望する施設が、都内施設であるか確認したいです。

A22 「都内施設」とは、医療法その他の法令に基づき、看護師等を配置するものをいいます。詳細は「[都内施設に該当する主な施設](#)」を御確認ください。

Q23 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）での勤務は、常勤・非常勤にかかわらず免除対象となりますか。

A23 特別養護老人ホームは都内施設に該当するため、5年間の従事期間を経て免除対象となります。ただし、常勤（非常勤の場合には毎月128時間以上）の雇用契約が締結されていることが必要です。

Q24 返還の月賦額を25,000円とすることができるかどうか、確認する方法はありますか。

A24 月賦額は、貸与月額が25,000円の場合は25,000円、貸与月額50,000円以上の場合には50,000円が原則です。

ただし、一定の条件を満たしたときは、月賦額を25,000円とすることも可能です。条件を満たすか否かは、卒業直後の場合、「[《参考》修学資金返還額計算シート](#)」により確認できます。転職・退職の場合には、東京都までお問合せください。

Q25 返還債務の月賦額を25,000円にすることができる場合の申請手続きについて教えてほしいです。別途提出する書類はありますか。

A25 返還届（第15号様式）及び口座振替依頼書に加え、「[月賦額の特例に係る届出](#)」を提出してください。